

悪質商法の被害にあわないために

○ 「悪質商法」って何？

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

悪 質 商 法

利 殖 勧 誘 事 犯

出資法・金融商品取引法・無限連鎖講防止法違反等に係る事犯。詐欺に当たるものも含む。

特 定 商 取 引 等 事 犯

特定商取引法に違反する行為及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

○ 「悪質商法」の現状を教えて！

【利殖勧誘事犯（令和7年中）】

- ・ 被害人員は**約2万5,000人**、被害額は**約800億円**です。
- ・ 受理した相談件数は**約3,000件**で、相談当事者については、50歳代の割合が最も多く、65歳以上が約4分の1を占めています。

【特定商取引等事犯（令和7年中）】

- ・ 被害人員は**約2万7,000人**、被害額は**約171億円**です。
- ・ 相談件数は**約1万4,000件**で、相談当事者については、65歳以上からの相談が多い一方で、連鎖販売取引事犯や業務提供誘引販売取引事犯に係る相談では20歳代の割合が多いなどの特徴が見られます。

～早期に相談を！～

「変だな」と思ったら、早めに警察等に相談してください。

例えば、SNSで華やかな生活をうたっていたり、親しい人からの誘いであっても、注意をしてください！

～ 検挙事例 ～

【利殖勧誘事犯】

1 海外法人の社債購入名下の金融商品取引法違反等事件

会社役員の男(45)らは、海外に所在する法人が発行する社債の取得金名目で金銭をだまし取ろうと考え、令和3年5月から令和5年6月までの間、同社及び関連会社が全体として大幅な債務超過の状態にあり、かつ、海外で営む事業により全体として事業収益を上げていた事実はなかったのに、顧客に対し、同社及び関連会社が海外で営むレンディング事業、コールセンター事業等によって多額の事業収益を上げており、社債の償還及び利息支払いを行い得る財務状況にある旨のうそを言い、内閣総理大臣の登録を受けないで、46都道府県の約2,400人との間で出資契約を締結して第一種金融商品取引業を行い、顧客から約206億円をだまし取った。

令和7年8月、同男ら3人を詐欺罪及び金融商品取引法（無登録営業）で、会社役員の男（49）ら6人及び2法人を金融商品取引法違反（無登録営業）で検挙した（警視庁）。

2 潜水艇事業投資名下の金融商品取引法違反等事件

会社役員の男（52）らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、令和2年7月頃から令和5年7月頃までの間、全国でセミナーを開催するなど、連鎖的に勧誘する方法で会員制事業への出資者を増やし、潜水艇を使用した海中探査で収益を上げる投資事業等に出資すれば、高い配当を受けることができると勧誘して、47都道府県の約1万5,000人との間で約66億円の出資契約を締結し、第二種金融商品取引業を行うなどした。

令和7年9月までに、同男ら2人を金融商品取引法違反（無登録営業）、出資法違反（預り金の禁止）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿等）で、1法人を金融商品取引法違反（無登録営業）及び出資法違反（預り金の禁止）で、自営業の男（35）ら3人を金融商品取引法違反（無登録営業）で、会社役員の男（74）ら3人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した（京都）。

3 海外資産運用会社への投資名下の金融商品取引法違反事件

会社役員の男(59)らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、平成26年8月頃から令和4年6月頃までの間、オンラインセミナーを開催するなどして、海外資産運用会社が行うFX取引や不動産取引で利益を出すファンドに出資すれば、高い配当を受けることができるなどと勧誘し、27都道府県の約750人との間で約68億円の出資契約を締結し、第二種金融商品取引業を行った。

令和7年9月、同男ら5人及び1法人を金融商品取引法違反（無登録営業）で検挙した（群馬）。

4 アパレル用品転売事業への投資名下の出資法違反事件

会社役員の男(32)らは、令和4年2月から令和5年5月までの間、法定の除外事由がないのに、「洋服の転売に関する副業ビジネスの会員になり、洋服の仕入れ代として投資すれば、利益の有無にかかわらず、元本は保証し、投資金の5パーセントを上乗せして支払う。」などと告げて、元本保証と配当支払いを約して、75名から約3億3,000万円を受け入れ、業として預り金をした。

令和7年2月、同男ら2人を出資法違反（預り金の禁止）で検挙した（福島）。

5 暗号資産のマイニング事業者による預託等取引に関する法律違反事件

個人事業主の男(43)は、令和5年8月から令和7年2月までの間、販売したマイニング機器一式の3か月以上の期間にわたる預託を受け、同機器一式を利用して暗号資産のマイニングを実施して得た利益の一部を供与することを約し、3都道県の16人との間で1,750万円の預託等取引契約を内閣総理大臣の確認を受けることなく締結した。

令和7年8月、同男を預託等取引に関する法律違反（契約の締結等の禁止）で検挙した（北海道）。

【特定商取引等事犯】

1 太陽光発電システム販売代理店による特定商取引法違反事件

会社員の男（45）らは、令和4年7月から令和6年1月までの間、太陽光発電システム及び蓄電池システムの売買契約及び設置工事に係る役務提供契約の締結について勧誘するに際し、商品の販売価格及び役務の対価並びに同売買契約及び同役務提供の解除に関する事項につき、故意に事実を告げない行為等をし、2県の3人との間で、約2,800万円の役務提供契約を締結した。

令和7年2月までに、同男ら4人を特定商取引法違反（事実の不告知等）で検挙した（群馬）。

2 高齢者を対象とした電話勧誘販売に係る特定商取引法違反等事件

会社役員の男（36）らは、令和5年1月から令和6年12月までの間、高齢者を対象に電話をかけ、健康食品の注文を受けた事実はないのに、注文を受けたように装い、代金引換の方法で健康食品を発送し、47都道府県の延べ約4,800人から約6,000万円をだまし取るなどした。

令和7年3月までに、同男を詐欺罪及び特定商取引法違反（不実の告知）で、会社員の女（23）及び1法人を特定商取引法違反（不実の告知）で検挙した（愛知）。

3 マッチングアプリを利用したデート商法による特定商取引法違反等事件

会社員の男（38）らは、平成30年5月から令和6年6月までの間、会員制コンサルティングサービスの入会契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、マッチングアプリを通じて知り合った顧客に対し、無料相談が受けられるなどと申し向けて、公衆が出入りしない会社事務所に誘引し、同コンサルティングサービスの役務提供契約について勧誘して、4県の390人との間で約3億9,000万円の役務提供契約を締結するなどした。

令和7年6月までに、同男ら5人を特定商取引法違反（目的隠匿誘因等）で検挙した（福岡）。

4 家屋の損壊を伴う点検商法による特定商取引法違反等事件

会社従業員の男（29）らは、令和6年2月から同年11月までの間、屋根修繕工事の請負契約の締結について勧誘をするに際し、屋根瓦をずらし、その状況を写真撮影したにもかかわらず、あたかも元から屋根瓦がずれた状態になっていたかのように装い、撮影した写真を見せるとともに、屋根瓦が浮いたりずれたりしておりこのままでは雨漏りするから直した方がよいなどとうそを言い、3県の64人から約5,800万円をだまし取るなどした。

令和7年7月までに、同男ら4人を詐欺罪、建造物損壊罪及び特定商取引法違反（不実の告知）等で検挙した（福岡）。

5 分電盤交換工事名下の特定商取引法違反等事件

無職の男（34）らは、令和5年6月から令和6年12月までの間、分電盤交換工事の役務提供契約の締結に際し、分電盤を交換することで電気代が安くなることはなく、かつ、分電盤に異常はないにもかかわらず、分電盤を交換すれば電気代が安くなるなどとうそを言い、14県の約50人から約300万円をだまし取るなどした。

令和7年6月までに、同男を詐欺罪及び特定商取引法違反（不実の告知等）で、無職の男（34）ら3人を詐欺罪で検挙した（香川）。

6 害虫駆除業者による特定商取引法違反事件

害虫駆除等の役務提供事業者の男（34）は、令和6年6月から令和7年10月までの間、害虫駆除等の費用が広告と比べ著しく高額な契約であるため解除の申出をした顧客に対し、大声で「深夜時間帯であるにもかかわらず、要請に応じてわざわざきたのに、お金を払ってくれないってことですか。」「深夜に来てるんやし、払ってもらわんと。」などと執拗に言うなどし契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為等をし、5県225人との間で約4,300万円の役務提供契約を締結した。

令和8年2月までに、同男を特定商取引法違反（威迫困惑等）で検挙した（愛知）。

～ 悪質商法の被害にあわないためのポイント ～ 「悪質業者は、う・そ・つ・き！」



うまい話を信用しない！

うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴・・・



そうだんする！

ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を



つられて返事をしない！すぐに契約しない！

悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます



きっぱり！ はっきり！ 断る！

あいまいな返事をせず、キッパリ！ ハッキリ！ 断る！

最近では屋根の損傷や分電盤等の附属設備の経年劣化等を口実に顧客の不安をあおり、修繕の必要のない工事を行うことで高額な料金を要求する、高齢者宅を狙った住宅リフォーム工事等の**点検商法に係る事犯**、高額請求といった消費者被害をもたらす悪質な**レスキューサービスに係る事犯**などの悪質な業者による事犯が確認されているため、注意してください！

～ 不安を感じたとき、被害にあったときの相談窓口 ～

- 最寄りの警察本部または警察署
- 警察相談専用電話「# (シャープ) 9110」番
- 都道府県の消費生活センターまたは市町村の消費生活相談窓口
(消費者ホットライン「188 (いやや!)」番)

～ 振込先金融機関への連絡 ～

- ◆ 社債、未公開株、投資被害でお困りの方へ（リーフレット）
URL : <https://www.npa.go.jp/safetylife/seikeikan/leaflet.pdf>
- ◆ 社債、未公開株、投資被害でお困りの方へ（ポスター）
URL : <https://www.npa.go.jp/safetylife/seikeikan/poster.pdf>